

図書館本館整備基本方針

富山市教育委員会

平成22年6月

1 社会における図書館の役割

1.1 図書館にかかわる国の動き

平成 12 年 12 月、文部省の地域電子図書館構想検討協力者会議により 5 年後の望ましい図書館像として『2005 年の図書館像 ～地域電子図書館の実現に向けて～』がまとめられ、「公立図書館は情報化への対応によって住民へのサービスの新たな展開を図るべきである」との方向性が示されました。

平成 13 年には、生涯学習審議会の報告『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について（報告）』（平成 12 年 12 月生涯学習審議会）がまとめられ、その中では、地方公共団体が数値目標を設定する際の参考として貸出密度上位 10%の市町村の平均数値が具体的に提示されました。また、この報告書に基づき、同年、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が制定施行されました。同基準においては、公立図書館の健全な発展に資するための、基本的な姿勢が示されています。

さらに平成 18 年 3 月には、これからの図書館の在り方検討協力者会議による報告『これからの図書館像 ～地域を支える情報拠点をめざして～』がまとめられました。その中では、趣味や娯楽のための施設、本を無料で貸し出す場所、学生が勉強するための空間といったこれまでの図書館のイメージを改め、地域を支える情報拠点と位置づけられ、地域や住民に役立つ図書館として認識されなければならない、と提言しています。

そのための新たな視点として、レファレンスサービス^{(注) 1}の充実、地域の課題解決や住民が日常生活をおくるうえでの課題解決に必要な資料を提供する課題解決支援機能の充実、紙媒体と電子媒体を組合せ、相互補完された情報提供をおこなえるハイブリッド図書館^{(注) 2}の整備、活字資料以外の多様な資料の組織的・系統的収集と提供、児童・青少年サービスの充実、他の図書館や関係機関との連携・協力などがあげられています。

これらを実現するためには図書館職員の資質向上と教育・研修が極めて重要です。また一方で、指定管理者制度が導入されるなど、管理運営状況も変化してきており、職員の意識改革が緊急の課題となっています。

平成 20 年 6 月には、教育基本法の改定にともない、図書館法が改定されました。改定図書館法では、図書館運営状況に関する評価及び関係者への情報提供を法令上に位置づけ、また司書等資格要件の見直し及び司書の資質向上を強く打ち出しています。

(注) 1 **レファレンスサービス** 情報を求めている利用者に対して、図書館員が提供する人的援助。貸出とともに近代図書館の利用サービスの中心となる業務。狭義には何らかの情報を求める利用者の質問に対して、答えとなる情報や答えが掲載されている資料を提供・提示すること及びそれにかかわる業務をいう。参考業務、参考奉仕ともいう。

(注) 2 **ハイブリッド図書館** 英国の電子図書館政策で使われ始めた言葉。印刷媒体（本、雑誌など）とインターネット等による電子媒体を組み合わせ利用できる図書館。英国では、物理的な図書館と画面上の図書館（デジタルライブラリー）との移行過程とは位置づけず、従来のサービスに新しい情報サービスを融合した利用価値の高い図書館と位置づけられている。

1.2 社会における図書館の役割

現代日本の公共図書館の発展は、『市民の図書館』（昭和45年 日本図書館協会）で提唱された貸出重視の図書館サービスにより、もたらされたと言われています。しかし、貸出サービスが普及するとともに、一般の市民には、図書館は本を無料で貸出すところ、図書館職員は本を貸出す作業をする人、というイメージを持たれるようになりました。

図書館は様々な資料を系統的に収集し、それらを整理し、蓄積・保存することにより、個々の資料に付加価値を付けて、利用者に提供します。利用者はその資料をもとに新たな情報・活動を創出します。図書館は「知の中心」に位置し、創造の芽を育てる場であると考えられます。

また、図書館は一般的な出版流通を経ない資料、地域に特有の行政資料、その地域で発生する情報をも収集し、整理・保存・提供します。人々は地域に関する様々な資料・情報を活用することにより、地域の発展をめざすための合意を形成し、いっそう住みやすく、豊かに暮らすことができるようになります。これも他の機関にはない特色であり、社会における図書館の役割であると考えられます。

この図書館の機能・役割のうち、提供の形態は、貸出と閲覧です。また、職員による人的援助は、レファレンスサービスや読書案内です。収集・整理・蓄積・保存は、本や雑誌などの資料や新聞記事やインターネット上の情報を選択し、受入整理して蔵書データベースや有用な情報データベースを構築し、保存価値がなくなった資料・情報を除籍するという作業になります。それが図書館職員の仕事です。そして、それらが円滑に行われるような物理的環境が図書館の建物です。優れた図書館を運営するには、これらの機能を相互に連携させ、そのバランスを保つように計らうということが重要になります。

2 本館の役割

本館は、すべての富山市民を直接対象としてサービスを行うとともに、富山市立図書館ネットワークの中核として、地域館、分館等のサービスを支援し、それらのサービス拠点を介して市民にサービスを行います。

2.1 図書館サービス網の中核としての役割

(1) 市内図書館の資料収集・整理・蓄積・保存・提供等図書館の本来機能の中核

- ① 本館を中核として、地域館、分館、とやま駅南図書館、自動車文庫のサービスポイントからなる、市内の図書館サービス網を形成します。
- ② 本館において、サービス網全体の資料収集（図書選択等）と資料の受入（図書整理）を行います。

- ③ 本館に図書館コンピュータネットワークシステムのサーバーを設置し運用します。
- ④ 本館は、富山市立図書館全体の蓄積・保存庫としての機能を果たします。
- ⑤ 本館は、地域館・分館・とやま駅南図書館の支援を行います。
- ⑥ 本館は、ハンディキャップのある人へのアウトリーチ活動^{(注) 3}を行います。
- ⑦ 本館は、自動車文庫の活動基地となります。

(2) 他の関係機関との連携・協力

- ① 本館は、図書館間の連携・協力を行います。

国立国会図書館、県立図書館、大学図書館や他の市町村図書館と相互に連携協力し、図書館サービスを拡大・発展させるとともに、運営の効率を向上させます。
- ② 本館は、行政部局、各種団体・機関と連携・協力します。

地方公共団体の様々な行政部局や各種団体、専門機関、専門家との連携により、必要な情報提供を行うとともに、図書館で回答が困難な質問に対しても、それらの機関、専門家を紹介する情報サービスを行うなど連携・協力を努めます。
- ③ 本館は、学校と連携・協力します。

学校図書館の活用が進むよう、積極的に支援します。

2.2 図書館経営の中核としての役割

- ① 本館は、富山市立図書館の経営・運営の企画・立案・管理を行います。

本館は、施設管理、職員の配置・管理・研修、広報などの企画、利用状況等の統計処理及び評価分析を行うとともに、運営の効率化を目指して経営方針の検討を行います。
- ② 本館は、予算執行・管理及び契約・会計事務を行います。
- ③ 本館は、資料収集計画、資料保存計画の立案、調整を行います。

2.3 調査研究図書館としての役割

- ① 本館は研究・調査図書館としてのサービスを行います。

本館は、富山地区だけでなく市全域から直接来館し、調べものができる調査研究図書館としての役割を果たします。
- ② 本館は、富山市に関する資料を収集・保存する責任を持ちます。

富山市全体の歴史や文化、自然、産業、政治・行政などに関する資料を網羅的に収集・保存する使命を持っています。

(注) 3 アウトリーチ活動 施設に入っている人々、居宅の障害のある人や高齢者など、これまでの図書館サービスが及ばなかった人々に対して、サービスを広げてゆく活動。

3 図書館本館のコンセプト

(1) 「地域を支える情報基盤」としての図書館

図書館は資料・情報を収集・整理・蓄積・保存し、市民が必要なときに、迅速に提供する機関・施設です。新図書館はこれら収集・整理・蓄積・保存と提供が効率的に機能するような施設と設備を持ち、これまでの閲覧・貸出サービスだけでなく、積極的に情報提供を行うなど、地域や市民の役に立つ図書館となることを目指します。また、活字資料だけでなく、高度情報化時代に対応したハイブリッド図書館となることを目指します。

(2) 「生涯学習・読書の拠点」としての図書館

図書館は市民の誰もが、自主的に学習し、読書することを保障する公共施設です。また、子どもたちの読書習慣を育成し、生涯を通じて読書を楽しむ環境を提供する機関・施設です。新図書館は、子どもたちから高齢者や障害のある人たちまで、入りやすく、憩えるような施設・機能・雰囲気が必要です。

(3) 「知的資産の保存庫」としての図書館

図書館は次世代の市民が利用できるよう、資料＝知的資産を蓄積し、継承してゆくための機関・施設です。新図書館は資料を蓄積し、活用できる機能と容量を備えた施設であることが必要です。

(4) 「賑わいの拠点」としての図書館

図書館は立ち寄り施設ではなく、目的施設です。図書館を利用する市民は、図書館に来たついでに他の施設に立ち寄るというケースが多いため、魅力的な図書館をつくることにより、まちの賑わいを創り出すことができます。また、ガラス美術館との連携により、相乗的な効果が期待できます。新図書館は、賑わいの拠点となるよう魅力的な図書館づくりを目指します。

3.1 「地域を支える情報基盤」としての図書館

- ① 市民の高度で多様な情報ニーズに対応するため、市民がコンピュータを用いて様々な情報にアクセスできるようにします。パソコンを設置し、蔵書検索やインターネットを利用した情報検索を行うことができるよう整備します。また商用データベースの導入などによ

り、市民が図書館であらゆる媒体の情報に、効率的にアクセスできるハイブリッド図書館を目指します。

- ② 市民の課題解決や調査研究に応えるため、レファレンスサービスを充実します。市民の課題解決を調査・相談・資料案内等により支援し、図書資料を十分に活用する、暮らしに役立つレファレンスサービスを行います。
- ③ 新聞・雑誌閲覧コーナーを拡充します。新聞や雑誌などの逐次刊行物を閲覧するスペースを整備し、開放的でくつろいだ雰囲気の中で閲覧できるようにします。
- ④ 電子ジャーナル^{(注) 4}を導入し、専門的な雑誌のバックナンバーも電子ジャーナルとして閲覧できるようにします。
- ⑤ ビジネスや創業に必要な情報を提供し、ビジネス支援サービスを充実するよう商用データベースの拡充を行うとともに、関係機関との連携を図ります。
- ⑥ 地域を支える情報基盤として機能するよう、司書の資質向上、能力開発を行い、IT・ビジネスなどの専門分野の強化にも努めます。

3.2 「生涯学習・読書の拠点」としての図書館

- ① 一般図書室は、35万冊程度まで開架可能とし、だれもが利用しやすいユニバーサルデザイン^{(注) 5}に基づいた空間となるよう整備します。特に、書架の間隔や天井高に配慮します。一般用閲覧席は利用者が落ち着いて調査・研究できる場所となるよう配慮します。
- ② 生涯学習・読書の拠点としての多目的スペースを充実します。展示等の各種行事や、集会の開催を目的とする小ホールや、小規模会議の開催を目的とする小会議室、グループで研修や会議をすることを目的とするグループ研修室の設置にも配慮します。あわせて、他の社会教育施設と連携を図りながら、独自の講座等を行います。
- ③ また、音と映像資料コーナーとしてCD・DVD・ビデオ専用の書架を整備します。
- ④ 「富山市子ども読書活動推進計画」^{(注) 6}に基づき、児童サービスをいっそう充実します。児童室は5万冊程度までを開架可能とし、書架は、児童が自ら図書を手に取りやすいように、高さや配架方法に配慮します。また、内装は音の響かないように配慮します。児童用閲覧席は乳幼児から中学生まで、それぞれの成長にあった閲覧席となるよう整備します。児童サービスのための「おはなしの部屋」や乳児を連れて来館する人のための設備等を整備します。

(注) 4 電子ジャーナル 従来は印刷物として出版されていた雑誌、とりわけ学術雑誌と同等の内容を、電子メディアを用いて出版したもの。電子雑誌ともいう。印刷、流通コストがかからないので、無料で公開されるものもある。

(注) 5 ユニバーサルデザイン 文化・言語・国籍、老若男女といった差異、障害・能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計。バリアフリーよりも更に一歩進めた設計思想。

(注) 6 富山市子ども読書活動推進計画 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条の規定に基づき、全国各自治体が子どもの読書を推進することをねらいとして読書環境の整備などを盛り込んだ推進計画。富山市でも平成21年10月に第二次計画を策定。

- ⑤ 音訳ボランティアや読み聞かせボランティアとの協働のために、必要なスペースを整備します。
- ⑥ 図書展示は、読書への導入・案内に効果が高いと考えられるため、閲覧室内の壁面などを利用した常設用図書展示コーナーを整備します。
- ⑦ 通常の閲覧席のほか、様々な読書のスタイルにも対応できるよう、リラックスして読書できるような施設についても検討します。

3.3 「知的資産の保存庫」としての図書館

- ① 本館は、富山市立図書館全体の蓄積・保存庫としての機能を果たし、市全域の25の図書館網で活用できるようにする必要があります。あわせて、富山市の歴史や文化、自然、産業、政治・行政などに関する資料を網羅的に収集・保存する使命を持っています。これらを計画的・効率的に保存できるよう、ある程度フレキシビリティ（融通性）を備えた書庫を整備します。
- ② 書庫は平面的に広く、図書を探しやすいよう1つの階層に設置することが必要です。種類としては、一般図書及び児童図書を保存するための保存書庫のほか、和装本を収蔵できる貴重書庫、LPレコード・CDなどを収蔵するAV資料庫、自動車文庫用図書専用の書庫が必要となります。
- ③ また、特別コレクションとして、山田孝雄文庫（約18,000点）、翁久允文庫（2,700点）、岩倉政治文庫などがあります。これらを保存する書架、閲覧席、展示ケースを設置した「特別コレクション室」を整備します。室内には、貴重な和装本等の資料を収納し、保存・管理し、後世に継承できる書庫を整備します。

3.4 「賑わいの拠点」としての図書館

- ① 複合施設内のガラス美術館や周辺の文化施設と連携し、「行ってみたい図書館」の魅力を創出します。
- ② 富山に根ざした特有の領域・分野についての資料を、積極的に収集・提供する、「行くと頼りになる図書館」を目指します。
- ③ 開館時間を見直すとともに、ガラス美術館などとの整合性を考慮します。
- ④ 子ども連れや障害のある人、遠隔地からの来館者なども含め、アクセスしやすい図書館を目指します。

4 蔵書規模

新図書館の規模は、

蔵書規模 80 万冊

開架図書 40 万冊、

書庫収蔵能力 40 万冊

とすることが望ましいと考えられます。

『これからの図書館像』や「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について（報告）」で「数値目標」として示された例にならい、日本図書館協会が公表した 2008 年（平成 20 年）の数値に基づくと、開架図書は 40 万冊程度が望ましいと考えられます。

また、年間受入冊数のうち 20%を保存し新図書館を 50 年使用するとすれば、約 40 万冊収容できる書庫が必要となります。このため、本館の蔵書規模は 80 万冊程度が望ましいと考えられます。

5 全体構成

（1）基本的な考え方

- ① 整備後の増築等は困難であるため、施設面積を最大限活用し、開館後、少なくとも 50 年程度の使用を基本に考える必要があります。

（2）開架室

- ① 開架室が図書館で最も重要な部分であることから、利用しやすい階を開架室とするとともに、平面的にできるだけ広くする必要があります。利用者にとって、ワンフロアに開架室・閲覧室が設けられていることが、最も望ましい形です。
- ② 職員配置の効率上、窓口は集中させ、開架室に貸出・返却・登録・案内カウンターのほか、レファレンスカウンターなどをワンフロアに配置する必要があります。

（3）児童室

- ① 子どもの発する声や音は、なかなか抑えることができないものです。このため、配置に当たっては、静かさが必要なスペースから遠ざけるなどの配慮が必要です。
- ② 従来から、富山市立図書館では児童サービスに力を注いでおり、「読み聞かせ」、「ストーリーテリング」^{(注) 7}、「ブックトーク」^{(注) 8}などを「おはなし室」で開催しています。

^{(注) 7} **ストーリーテリング** 語り手が物語を覚えて語り聞かせること。子どもと本を結びつける手だての一つとして児童図書館サービス業務として取り入れられている。単に「お話」という言葉も同じ意味で使われる。

^{(注) 8} **ブックトーク** 図書館員が子どもや成人の集団を対象にして特定のテーマに沿って何冊かの本の内容を紹介すること。

このため、「おはなし室」は騒音対策も講じながら、児童室と隣接して設ける必要があります。

(4) 事務室

- ① 事務のためのスペースのほか、職員がリフレッシュしながら窓口で対人サービスを連続して行なうため、休憩室等の施設が必要です。

(5) 自動車文庫

- ① 図書館から遠い地域や来館が困難な市民のために、自動車文庫を運営しているほか、市内に本館・地域館・分館合わせて 25 館ある図書館ネットワークを結ぶ連絡配本業務のための車両を毎日運行させており、これらの業務を効率的に行なうには、全館の保存庫である本館を基地として運行する必要があります。

- ② また、本館では新刊を一括集中して購入・受入するため、書店や宅配便による本館への本の搬入・搬出用車両の駐車スペースが必要です。

こうした業務のため、専用のエレベーターを設置しておくことが必要です。

(6) 利用者のアクセス

- ① 現在の本館には 89 台収容できる無料の駐車スペースがあります。新図書館においては、市内電車やバス、自転車市民共同利用システムの自転車などの公共交通が整っていますが、それを利用できない子ども連れや障害のある人など、自家用車によるアクセスが必要な場合もあるため、これらの利用者に対する配慮が必要です。

- ② 併せて、子どもたちや学生など普段自転車を使ってアクセスする利用者のための駐輪場についても配慮が必要です。

(7) 運営

- ① 市中心部への移転や開架冊数の拡充等により、図書館利用が増大し、業務量の増大が予想されるため、貸出・返却の機械化など、業務軽減に向けた検討が必要です。